

懲罰特別委員会会議録

[平成24年12月12日開催]

南あわじ市議会

懲罰特別委員会会議録

日 時 平成24年12月12日
午前10時00分 開会
午後 1時36分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	中 村 三 千 雄
副 委 員 長	登 里 伸 一
委 員	出 田 裕 重
委 員	川 上 命
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	小 島 一
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	長 船 吉 博
議 長	森 上 祐 治

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

II. 会議に付した事件

1. 砂田杲洋議員に対する処分要求について…………… 3

III. 会議録

懲罰特別委員会

平成24年12月12日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 1時36分)

○中村三千雄委員長 ただいまから、懲罰委員会を開会します。去る12月4日の第45回定例会で本委員会に付託されました、砂田泉洋議員に対する処分要求の件を議題といたします。

なお、本日は傍聴を許可していますが、傍聴をされる方は傍聴規定に準じて傍聴されるようお願い申し上げます。

審査に当たり、本件の提出者である原口育大君から説明を求めることについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村三千雄委員長 異議なしと認めます。

それでは、提出者からの説明を求めることといたします。

原口育大君に入場を求めます。

(原口育大議員 入場)

○中村三千雄委員長 それでは、提出者に説明を求めます。

原口育大君。

○原口育大議員 おはようございます。大変お手数をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。座って失礼します。

本会議場でも提出の理由等を述べさせていただきましたが、私の一般質問の中の内容に対して、砂田議員が一般質問の中で2点ほど私の言っている趣旨と全く違うことを発言されたということで、処分を要求しております。

1点目は、中田市長が高齢であるというふうなことを私が言ったように言われましたが、私は決してそういう発言はしておりません。

2点目は、小野市のいじめ防止条例であったり、空き家の条例であったりについて触れましたが、そんなにそこがいいんだったら本人がそっちへ行けばいいというふうに言われましたが、私はあくまでも政務調査で他市の事例等を調査した結果を受けて、我が市でもそういうことができないかなという思いで取り上げて質問をしておるのでありまして、私としては本市の中でそういうことを実現してほしいなということでありまして、そんなに

そっちがいいんならそっちへ行けと言われるような覚えはないという2点であります。この件については、特に処分を求めてますけれども、本来発言を取り消していただければそれでよかったんですけども、同僚議員がその点について砂田議員さんにお話をさせていただいたときに門前払いでありましたので、やむを得ず処分要求させていただいたという経緯であります。

以上です。

○中村三千雄委員長　　これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

印部委員。

○印部久信委員　　ちょっと今、原口議員の発言の中で気になることが1点まずあります。

といいますのは、砂田杲洋議員の発言を同僚議員が取り消してもらったら私はそれでよかったんですがと言いましたが、一般質問の発言の取り消しというものは、議長がその本会議場の質疑に当たって不穏当な発言があった場合に、議長が一般質問終了後、ただいまの一般質問の中において不穏当な発言があったかのように思われるので、後ほど精査して協議しますというのが本来の今までの不穏当発言に対してだったと思うんです。あくまでも議長が発言者に対してやるのが当たり前であって、それが今、原口議員は同僚議員が砂田議員に発言の取り消しを求めたけれども、私はそのとき発言の取り消しを認めてもらったらそれでよかったんですが、発言者は取り消しを認めなかったので処分要求をしたということなんですが、委員長、我々この議会において委員会でも不穏当発言があった場合、その取り消しは、議長もしくは委員長が発言者に介して指摘をするのが当たり前だと思うんですが、この同僚議員っていうのはこれはどういうことですか。

○中村三千雄委員長　　原口議員、説明願います。

○原口育大議員　　発言の取り消しは、本人はまず会期中であればできるかと思いますが、それともう一つは先ほど印部委員が言われたように、不適切だと議長が判断すれば、今精査するというふうなことを言っていただいて、後で精査して本人と確認をとって削除するの二つの方法があるかなというふうに思います。ただ今回は議長のそういう処置がなかった。あと同僚議員のほうから諮っていただいたというか、本人が取り消してはどうですかみたいなことを砂田議員に聞いていただいたということでもありますので、本人の意思確認をしていただいたというふうに受けとめております。

○中村三千雄委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　今、同僚議員からの発言を取り消したらどうかというて、砂田果洋議員に言われたということなんですが、その前段階において議運があったんですよ。当日。その議運があったときに私は議長にあえて、議長あのときの発言は問題ありませんかと聞いたら、今回は不問にするということと言われて、そのときにもう一遍確認したときに、そのとき議運の人から、いやちょっと待てそれはおかしいぞという発言もなくて、皆が発言なくて議長がそう言われたんで、私ももうそれは不問ですねと言った。そのときに原口議員自身が議運のメンバーでおったわけです。議運のメンバーにおったわけです。ならばもし後で同僚議員が行くというならば、私の気持ちとして、何でよ、議長そう言います、議運の皆さん方がそれでいいと言いますが、私はいささか疑問に持っておりますというような発言があってしかるべきやと思うねん。おったんやからこの場所に。それで原口議員自身も前回は議運を委員長をされて、1年間議運の委員長をやった方やの。ましてその場におった人が議運でそういうことでよろしいということであったにもかかわらず、ちょっと待ってください、私は私なりに思いがありますとかいうことを言うてくれればまだよかったんですが、何にも言わずに何か同僚議員に行ってもらって話してもらったというのが、そこがどうしても私は納得できらんのです。こういうことを言うたらいけませんけど、みんな同じレベルの議員の中において、自分も議運の委員長しよったし、メンバーにおる人が何でそのとき一言、私はちょっと待ってくださいという発言がなかったんか、後で思い出したようにこういうことになったんか、その辺はどういう経過があったんですか。

○中村三千雄委員長　　原口議員。

○原口育大議員　　議運で印部さんのほうから議長に確認をされた。私もおって聞いてます。そのとき議長は議長の自身の判断を示されたということだと思います。私は本人が申し出ていただいて削除していただくのが一番ええと思ってましたし、そういうことを議運で諮るような話ではないので、本人が申し出ていただけるようになあというふうなことを思っておりました。確認いただいたんですけど取り下げただけでないということで、こういうことになったということでもあります。

○中村三千雄委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　その確認いただいたというのは、何で議長に確認してもらわんなんですか。それとか議運の委員長もあのときおったと思うんで、あくまでも我々はこの委員会とかいろんな組織で動いてますわね。議長は議長で、議運は議長の諮問機関であるという

ような組織で動いとして、そういうことがあるんなら、議長あるいは議運の委員長に申し出てやってもらうが私は普通でないかと思うんですよね。それが例えば同僚議員に確認してくれとかそういうことで議員20人が動いた場合、この組織としての動きができらんのではないかと私は思うんですがね、いかがですか。

○中村三千雄委員長 原口議員。

○原口育大議員 いろいろ考え方はあると思いますけど、私は議長の判断は議長の判断であって、言うたら当事者の判断は当事者の判断だというふうに思ってます。

○中村三千雄委員長 印部委員。

○印部久信委員 やっぱしそこは当事者の判断はそうですけど、議会構成の中でやりよる場合はやっぱりそのときの議運の委員長がおんねんから、私としたら議運の委員長に申し出てやってもらったほうがいいではなかったかなと思います。これで終わります。

○中村三千雄委員長 それでは、川上委員。

○川上 命委員 同僚議員といえば、これは私です。私ともう一人おりますが、この問題は私ははっきり一般質問のとき、砂田議員のちょっと何か言いよるなと思ったけど、そういう関心がなかったために気にしておりませんでした。しかし議運の中で印部議員が議長に申し出た。議長は不問ということで、そうかいなど。そして会派へ帰って、どんなことあったんなどということで文章の中で原口君から見せてもらいました。

○長船吉博委員 質疑は。質問は原口議員に対してのものを。

○川上 命委員 いや、答弁違うんです。このいきさつの間を説明しよるわけ。

○中村三千雄委員長 説明やけども、原口議員に対して質疑をしていますので。

○川上 命委員 いやしかし、それを言うたらなんたらよ。

○蛭子智彦委員 それは後にしたらいい。

○川上 命委員 それを説明しなさい。おまえが説明したら。

○中村三千雄委員長　　そうよ。原口議員に対して今質疑してますんで、質問は原口議員にあててしていただきたいと思います。この話は後の審議でいたしたいと思いますので。
長船委員。

○長船吉博委員　　これは、先般この懲罰特別委員会を開催したときに、はっきり言いますけども川上委員からこの議運で印部委員がこの問題を提起したと。それでやっとわかったというふうなことを川上委員が言いました。あなたもその議運の中において一言もしゃべらず、それは個人の勝手に個人の出すんはそれでええけどもよ、本議会のときにこの砂田議員が質問をしておった。それをよくそのときにわかっておったんですか。川上委員は君らも、それから砂田さんに取り下げというふうなことを言いに行った人も、この議運の中で問題視したんでわかったというふうなこと、これはそのとおりですか。

○中村三千雄委員長　　原口議員。

○原口育大議員　　言うたら砂田さんの質問を自席で聞いている中で、ちょっと私の言うたことと違うなという印象は持ってました。ただ議事録のテープ起こしがやっぱりされてなかったんで、確認してからという思いは持ってました。

○中村三千雄委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　あなたも1年間議運の委員長をしてきた。議運とはどういうものなんですか。

○中村三千雄委員長　　原口議員。

○原口育大議員　　本会議中の議運であったと思いますので、その日の議事進行等をまず朝調整してスムーズに運営できるようにというふうに考えるのが議運だと思います。

○長船吉博委員　　いや、議運の基本的な役割、役目。

○原口育大議員　　所管所掌事務が幾つかあって、そういう議会運営に関することとか、議長の諮問に関することとか、そういうことになっておるかと思います。

○中村三千雄委員長　　長船委員。

○長船吉博委員　　大まかな意味ではおうとる。要は議長の諮問機関なんよ。議運は議長の直属の。議運というのは、議長が円滑に議会を進めていくためにその手助けをする。そやから事前的に議運でいろいろな協議をしてやっていくということでしょ。だからあなたも議運の委員長をしたのによ、やはりこういう懲罰、そういうようなことになると大きな議会の中にしこりが残るし、問題にもなるし、そういうのを考えて出したのかどうか、そこら。

○中村三千雄委員長　　原口議員。

○原口育大議員　　先ほども言いましたように、議長の判断、議長から諮問を受ければそういうふうに答えたかもしれませんが、そのときの議長の判断は不問ということであつたので、それはそれとして受けとめて自分なりに判断をさせていただいたということで、時間的にはその流れしかなかったかなというふうに思ってます。

○中村三千雄委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　そしたらテープ起こしをしてからというようなことだったわけですが、話を聞いた上でその精査をしてほしいとかいうことを議長に言わなかったのはなぜですか。

○中村三千雄委員長　　原口議員。

○原口育大議員　　いや、先ほど言いましたように、本人が取り下げてくれるのが一番ええというふうに思っていました。

○蛭子智彦委員　　いやいや、違う違う違う。そういうこと言いよるの違うんです。あなた今おっしゃったのは、何かおかしいと思ったけどもテープ起こしが済むまでは言わんところというふうに思ったと言っておられたでしょ。それは間違いないですね。そういう発言しましたね。すると、議長に対して、砂田議員の質問が終わった後で精査をしてほしいということを議長に言わなかったのはなぜですか。

○中村三千雄委員長　　原口議員。

○原口育大議員　　だからその時点でそういう行動をする必要は、それは本人が判断することだと思いますから、必ずそういうふうにしなないといけないという話でもないと思いま

すし、自分なりに準備をしてという話だと思います。

○蛭子智彦委員　　ちょっとおかしいな。ちょっと論理的にずれてませんか。まずこの発言の取り消しができる、あるいはそのことの調査をする権限は議長にあるということをおっしゃいましたね。

○原口育大議員　　二つある。議長にもある。

○蛭子智彦委員　　本人が言うか議長もあるというふうに言いましたね。そしてそのテープ起こしをするということ、本来であれば議長が全体的なまとめ役であるわけですから、おっしゃったように中身がもう少し精査が必要だと思えば、普通我々はすることはね、やはり議長にその議事全体の円滑な議事進行をやっていただく、議長の役割もそういうところにあるわけですから、発言の精査なり調査なりということは議長を通じてやるというのが一つの筋だと思うんですよ。それをあなたはちょっとおかしいなと思ってるのに、なぜ議長に言わなかったんですかっていうことを聞いとるんです。

○中村三千雄委員長　　原口議員。

○原口育大議員　　さっき最初印部委員に言われたように、議長がそういうふうに判断したときは精査してというふうに言われると思うんですけども、議運で確認されたときにその必要ないというふうに言われましたんで、私は私なりのもう一つの手段しかないかなというふうに考えました。

○中村三千雄委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　それはおかしいなと思ったのは、議運が終わってからおかしいなと思ったんですか。議運で議論があってからおかしいなと思ったんですか。

○中村三千雄委員長　　原口議員。

○原口育大議員　　私はそういうふうに思ってます。でも議長はそういうふうに思ってない。それを議長に私が言う必要はないと。自分の判断でするだけやと思います。

○中村三千雄委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　違うんですよ。この砂田議員の発言に少しおかしいところがあると、私の思ってることと違うことがあると思ったのはいつですか。

○中村三千雄委員長　　原口議員。

○原口育大議員　　砂田議員の質問を聞いてるときに、ちょっと私の思いと違うことまで言われとるなというふうに思いました。

○中村三千雄委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　ですから、おかしいなど。これは侮辱にも値するなと思ったのであれば、発言が終わった後の休憩時間に、なぜ議長に精査を求めなかったのかということを知りたいとるんです。

○中村三千雄委員長　　原口議員。

○原口育大議員　　そのときにそういう判断をしようと、いつそういう判断をしようと、それはいいんじゃないですか。侮辱だとは思いましたが、それを自分が出すかどうかという判断はいつしようと、それは三日以内であればいいんじゃないですか。

○中村三千雄委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　いや、だから、その詳しい三日以内にやっぱりこれは即座にでもやっぱりやってもらうことは必要でしょ。そのことは議運の中で指摘されて改めて行動を起こしたというふうにしか思えないですね。

○中村三千雄委員長　　原口議員。

○原口育大議員　　そのときとっさに気づいてとっさにそういう行動に出るか、それが一番よかったかもしれませんが、そういうことは私はそのときはできなかったわけで、そうであれば経時的にそういう判断ができる範囲内でさせていただいたということになります。

○中村三千雄委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　だからそんなにおかしいなと思えば、普通我々は思ったときに言うのが普通だと思うんですよ。一日過ぎてから、また議運終わってから、そういう判断をするということがそれほど重要なことじゃなかったのかなというふうに思うんですね。重要なことであればね、やっぱり即座によく調べてほしいとか、当事者ですから、普通は重要だと思えばその日のうちの後であれば、それは議長だってこういう申し出があったので精査をしますという判断はすぐに言葉としても出てくるだろうし、対応は早かったと思うんですよ。ところが非常にこんな時間があると、その発言というのはそんなに大したことはなかったのかなというふうに思いますね。重要なことであればやっぱり即座に調べてほしいと申し出があってしかるべきだというのだと思うんですね。それはやっぱり確かに問題があったけれども、そんなに大きな問題はないという受けとめがあなたのところであってね、原口議員のところであって、そういう少々行動が遅くなったのではないかなと。それほど重要なことではなかったのではないかなというふうな印象を受けます。そこまでにしときます。

○中村三千雄委員長　　原口議員。

○原口育大議員　　確かにもしかすると私の感覚が鈍いのかなというふうには思います。後はいろいろ私も不穏当な発言等ありましたので慎重に考えないといけないかなという心理も働いたのかなというふうに思います。

○中村三千雄委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　だから慎重に考えるために議長に対して調べてくださいと、これは通常やと思うんですね。議長にはそれだけのことができる権限もありますし、当然そういう申し出あれば誠実な答えをいただけると思うんですよ。それが長いこと役職、議会改革特別委員長とか議運の委員長とかさまざまな役職についてこられて、恐らくそういうことはよくわかっておられると思うんですね。ついてないのは議長か副議長かぐらいかなというぐらいのポジションやってこられた方ですから、そういうことは当然考えられる話であって、これがやはりそんだけの間間を置くということはそれほど重要なことでなかったという印象が残るということをお願いしておるわけです。

○中村三千雄委員長　　ほか質疑ございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員　　1点だけお聞きしたいと思います。先ほど蛭子委員も言われておりま

したけども、これ懲罰というような短期時効の原則というのがあって、三日以内にそういうことを申し立てないかんということで、できるだけ早い時期にそういう解決もせないかんというような中で、一日間を置いた中でね、それでまず初めに不穏当、侮辱をされたということで出したわけですが、原口議員の所属会派では中村議員というベテランもおられますし、小島会長、議運の委員長、そして議長が出てますわね。それでこういう大きな問題提起をした場合に、この議会がどうなるかというようなことを考えたのか、誰かに相談したのかね、その点、もう自分の意思だけで処分要求をされたんですか。

○中村三千雄委員長 原口議員。

○原口育大議員 特に会派のメンバーに相談したことはなかったと記憶しています。

○中村三千雄委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私、残念に思いますのはね、やはり賢明な原口議員にしてはね、やはり議長も出てる、議運の委員長も出てる、ベテランの中村議員もおられる中でね、やはりこういう問題提起する前に一言やはり一日間があったんですからそういうことを言って、そしてその結果出したのであればこれはまたなんですけど、私はそれがほんま残念でならないなど。懲罰やいうことは、私どもも長いこと議員やってますけどね、こういう事態初めてでね、人が人を裁くというようなこと。それだけ本当に何で誰かに相談をしてから、一日置いとんねんからやってほしかったなど。その点どうですか。

○中村三千雄委員長 原口議員。

○原口育大議員 確かに今おっしゃられるように、いろいろ相談する方法もあったかなというふうに、今思ってます。ただ懲罰を出すという以前に取り消していただけたらなという思いがありましたので、その辺で同僚議員が聞いていただいたということで、その後でもう一回相談する時間があつたらよかったなとは思いますが、その辺はちょっと会派の中での皆さんに迷惑をかけておるかなというふうに反省はしております。

○中村三千雄委員長 ほかございせんか。
印部委員。

○印部久信委員 もう一遍すんません。冒頭、原口議員が年のことをちょっと言ったか言ってないかということで、本市の市長はえらい年がとつとると発言したようなことを述

べていますが、私は市長が高齢であるとは申し上げておりませんと、こう今言いましたね。これね、私も聞いとしてね、これ今ずっと読みよるねんけど、原口議員がたしか相手の小野市の市長さんは若くて何か言うた。12ページで。蓬萊市長はまだまだお若いんですけどもというふうにここで何か、後継者にどのように引き継ぐかと大変関心を持っている。中田市長は22日に3期目の立候補を表明されたわけですけどけれども、一般論で結構ですけど首長の交代というのについてはどう思っておられますかということよの、これがこの解釈よの、原口議員。この解釈をやな、わしもこのとき何かあれというような感じ受けたんや。あなたの一般質問のときに。ほんでその解釈を砂田議員が、本市の市長はえらい年がとつとると発言したようなことをというな、この一問になったんでないかと思うんよの。わしも原口議員は、これはでもわしが聞きよった感覚やさかいな。えらい小野市の市長は若くてやりよって、何か中田市長は高齢とか何かそういうように、正確に聞いてないねんけどな、言いよったように感じたんや、あのとき。ほなさかい、このことを砂田議員もテープとして聞きよるのでないねんから、一般質問感覚的に聞きよるねんからな、そのことがこの言葉になったんでないんかなという感じは受け取るねん。この12ページのな。これ何だったらテープ起こしでテープ聞いてもらったわかるねんけど、僕も聞きよってあれあれと。何や中田市長年いとして、向こうの市長年若くてというような印象を受けたんや。印象を。これよの。だからここに砂田議員がこういうような感覚的に受けとめた言葉でないんかなと、私は思うねんけどの。どないで。

○中村三千雄委員長 原口議員。

○原口育大議員 私の趣旨は、小野市長が今4期目です。現在60半ばやと思います。すごいリーダーシップを発揮してがむしゃらにやられてます。まだ若いのでまだこれからもいけるとは思うんですけど、そういう強い首長さんが仮にですけど突然交代するときはその反動があるん違うかなという思いがありまして、まだ若いですけども、反動のことは言いませんでしたけども、というような懸念を感じてます。そういう中で今、中田市長が3期目を立候補された。一般論として首長の交代についてはどのように考えますかということをお聞きしたんであって、私は中田市長がえらい年がいとつとるというふうなつもりでは言ってません。ただ今言われたように、前段で小野市長のことをそれはそういうふうな受けとめたかなという印象は持ってます。ただ私の本意ではありません。

○中村三千雄委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですからね、原口議員の処分要求によ、砂田議員は一般質問において、私が本市の市長はえらい年がとつとると発言したようなことを述べていますがという、こ

こにな、ここに言うたニュアンスと受けとめた感覚とでな、こんだけの差が出てきたんでないのかなと。こっちが勝手に解釈しとるんでね。砂田議員がな。そやからやっぱりここらがちょっと人間の言うた聞いた解釈の感覚の相違で出てきとるのかなと。終わります。

○中村三千雄委員長 小島委員。

○小島 一委員 ちょっと最初に戻って悪いんですけど、何で議長に精査の申し出せなんだんだというふうな話もあったんですけども、僕の記憶しとるところによると、砂田さんは当日の最後の一般質問で、議長が流れで延刻打ってしまったという時点で、ちょっと原口議員じゃなしに、事務局にちょっとその辺の事務的なことだけお聞きしたいねんけど、よろしいかな。

○中村三千雄委員長 はい、その流れとして。

○小島 一委員 延刻打ってしまった場合に議長が精査して修正できるんか、それか延刻打ってしまった後は本人の申し出による、削除の申し出によるものでしかしょうがないか、その辺ちょっとどんな。後でええけ。

○中村三千雄委員長 小島委員、これは本人に対しての質疑をしていただいて。小島委員の言うことは後の審議の中で進めたいと思います。

原口議員に対する質疑、ほかございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 前提として、精査を申し出なかったぐらいの感覚の中で、あえて侮辱という言葉を使ったということで、この侮辱という言葉の解釈といたしますか、これもそれぞれ多少ニュアンスの違いあるかと思うんですけども、そもそも侮辱という感覚なんですが、どういう点が侮辱だという。また、何を理由として侮辱だというふうに。

○中村三千雄委員長 原口議員。

○原口育大議員 懲罰動議の議員必携とかの中で、侮辱を受けた場合はという文言がありますので、一つはそれ以外の言い方、もっとやわらかい言い方があればそれでいいんですけども、私は取り消していただいたと思ったわけですけども、一番気になってるのは、言うた本人はその小野市がそんだけよけりゃそっちへ移住してもろてというふうに言われました。私はあくまでもよその事例を挙げたときに、もうほんだったらそっち行けよと言

われるようなことは私に対する侮辱だというふうに感じてます。仮にほかの議員さんでもどっかの事例を挙げて言ったときに、そんなんやったらもうそっちへ行け言われて、というふうに言われたときにどういうふうに感覚受けるのかなど。私はそういうことは言われる必要がないし、侮辱だというふうに感じました。

○中村三千雄委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 つまりそれは侮辱罪というような言葉をちょっと教えてもらったんですけども、刑罰的には刑法上の侮辱に関する法律、罪として二つ種類があって、名誉毀損ということと侮辱ということがあって、名誉毀損というのは具体的な事例に基づいてのことで、侮辱というのはそうではない。言いがかりのようなものというような、こういう感覚なんですけれども、具体的な事例を挙げずに相手を罵倒するというのは侮辱というような、そういうニュアンスでいうとどちらに当たるというふうにお考えですか。

○中村三千雄委員長 原口議員。

○原口育大議員 そんなにそっちがええんやったら出て行けみたいな言われ方をしたように受けとめましたんで、それについては私は後者のほうかな。罵倒とまでは言いませんけど、私は適切でないと思いますし、そういうことは言われたくないと。言われたくないということと言われたというふうな感覚です。だから取り消していただいたらもうそれで結構だったというふうに思ってます。

○中村三千雄委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 取り消す取り消さないということは別として、先ほどもちょっと冒頭、原口さんもこれまで自分にもそういったことがあったということで、反省もしてるというような話もあったわけなんですけれども、今回はだから相手の方が反省をしてないからということでこういう手法に出たということですか。

○中村三千雄委員長 原口議員。

○原口育大議員 取り消していただいたらというふうに思ったんですけど、取り合っただけじゃなかったんで、こういう方法をとったということでもあります。

○中村三千雄委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 原口さんこれまでもいろいろ問責などかなりいろいろ出たりして、反省をしてるという面もあれば反省をしてない面もいろいろあると思うんですね。これまでの例でも、それは本人にしてみれば反省する必要もないというような件も何ぽかあったかと思うんですけども、以前これは平成19年の3月7日なんですけど、一般質問原口さんやられたんですね。覚えておられるかな。夕張市のことで質問されたんですね。夕張市のことでこれがこんだけの事態になったのは、議会のチェックが全く働かなかつた。一時借入金の利息が云々とあって、共産党の議員はもちろん誰も指摘しない状況だったというのは書いてあるんですね。私、その後で、このことはおかしいということ指摘をしました。そのときに結局これは事実に基づかないことであると、私は反論したわけなんですけど、それは夕張市でも十分に議会でもチェックもしたし、共産党の議員も市民と一緒に箱物の行政はだめだよということを随分とやったんですね。ところがあなたの発言ではこういうことになっとなったということで、私はこれは取り消す取り消さないというよりは論争していけばいいことだろうというふうに思っとなったわけなんです。

今回、原口さんもそういう侮辱罪というようなことで、本人が仮に取り消されたとしても、議論の中で論争の中ではそうでないということを主張し、相手の考えに誤りがあるということを世論として、あるいは全体としての総意として、原口さん自身の評価を高めるという取り組み方をして、言論で変えていくということもそういう道もあったんでないかなど。こういう処分要求をして懲罰までかけるほどのことなのかなということ冒頭思いましたんで、この例を出させてもらったんですけど、こういったやり方という、懲罰委員会にかけなければならぬぐらいのものでない。むしろ議論として議論を展開していけば済むような話ではないのかというふうに思うわけなんですけども、その点いかがですか。

○中村三千雄委員長 原口議員。

○原口育大議員 その議論を展開する場所というのはどういうものがありますか。

○中村三千雄委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは議会の中での、それは今回だけじゃない。やっぱりスパンを持ってやるべきものであって、議会の議論であれば、例えばこの行政視察についてやってきた。そしてその成果を生かしていくということで、さまざまな場面場面でそういうことを主張し、実現をさせていくということいいんじゃないかというふうに思うんですよ。

○中村三千雄委員長 原口議員。

○原口育大議員　　今言われとることからしますと、その一般質問で砂田議員がそういうことを言われたということ、例えばまた別の委員会か何かで政務調査のことも話しているときに持ち出して、私はこんなことを言われましたけどもそれはおかしいというふうなことは私はすべきでないと思いますから、やっぱり速やかに判断をいただいて決着するのが一番穏便な方法かなというふうに思ってます。

○中村三千雄委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　懲罰にかけるといことは穏便ではないと思いますのでね。こういう議論の中で政策を実現していくという過程を通じて、議員自身の価値を高めていくというのが最も一番いい方法ではないかなというふうに思うわけなんです。このことが今も少し議論がありましたように、捉え方で違うニュアンスが出てくると。原口さんもちょこっと思ってるけども、このことを本当に侮辱とまで言えるほどのものかということも当然あるわけなんです。そのことが結局行動としてもやはり議長に即座に申し入れをすればという行動をとらなかった。こういうことにもあらわれてるようには思いましたのでね、そういうことを申し上げたんです。私たちも別にここで原口さんが一般質問でこういうことでやられたからということで、そのときの対応としては取り消し要求とか侮辱だとかいうような対応はしなかったんですけども、そこまでもすることでもないかという判断もあったんですけどもね。議会ですから議論は大いにやったらいいと思うんですけども、懲罰にかけるといレベルのものとはなかなか理解がしにくいので、あえて申し上げたところなんです。

○中村三千雄委員長　　原口議員。

○原口育大議員　　これ言うた本人はって特定して言われとるんですよ。それはそういう一般論として、よその市がええんだったらそっち移ったらええでかという議論であれば、その後は続けてやったらいいと思うんですけど、そっちがええんやったらそっち行けよと言われることを何回も蒸し返すような話いうのはしたくありませんので、速やかに判断いただいたら一番いいのかなというふうに思います。

○中村三千雄委員長　　ほか質疑ございませんか。

それでは、質疑がありませんので、質疑を終了します。

原口育大君の退場を求めます。

(原田育大議員 退場)

○中村三千雄委員長 暫時休憩します。

再開は10時50分といたします。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前10時50分)

○中村三千雄委員長 再開します。

お諮りします。

被要求者の砂田杲洋議員から一身上の弁明の申し出があります。

これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村三千雄委員長 異議なしと認めます。

よって、一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

砂田杲洋議員の入場を許可します。

(砂田杲洋議員 入場)

○中村三千雄委員長 それでは、砂田杲洋議員に一身上の弁明を許可いたします。

砂田杲洋議員。座って結構です。

○砂田杲洋議員 皆さんには大変御迷惑をおかけしております。先ほどネットで拝見させていただきましたが、一言二言だけ言うて終わりたいと思います。

原口議員から、小野市のほうへ行けと言われましたと。行けとは言っておりません。そういう考えのある人は、原口議員とも言うておりません。一言も言うておりません。そういう考えの人はそちらへ行ったらよいと思いますと助言をしたものであって、行けとかいうような命令口調はいたしておりません。

それともう一つ言いたいことあったんですけど、もう忘れちゃったわ。それだけでございます。よろしくまた御審議のほどお願いします。こういう・・・委員会を開催させましたこと、私も責任に思っております。

以上です。

○中村三千雄委員長　　ちょっと待ってください。質疑ございますんで。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員　　先ほど原口議員からお聞きしておりますと、議運が済んだ後、原口議員が同僚議員と砂田議員のほうへ行って、発言を削除してくれるのならそれでいいのだが、削除せいへんのであったら処分要求をしますというようなことをたしか言われたと思うんですが、それは砂田杲洋議員はどんなふうにそれ受けとめたんですか。

○中村三千雄委員長　　砂田議員。

○砂田杲洋議員　　名前は申し上げませんが、2名の議員が4日の朝に、議運終了後に川上議員と久米議員が私のところへ来て、私の一般質問の発言の一部を活字したものを持ってきました。そしてアンダーラインが3カ所ぐらいですかね、入っておりました。これが不穏当発言であるので削除してくれと。削除してくれという言葉でした。私は私なりに自分の発言に責任を持っておりますので、これは削除できませんと言いましたけども、あっこれは議運で問題になって、議運の委員長は私より年下でちょっと言いにくいのかなと思って、二人に行ってくれって頼まれて来たんかなという私の勝手な解釈で、議運の代表として来たというふうに感じておりました。

○中村三千雄委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　砂田議員は議運の代表として感じたわけですか。それはないと思いますね。あのときは議運のほうではもうこの問題は不問に付すということであったので、議運の委員長も二人の議員に行ってくれとは私は記憶になかったので、それは砂田議員は勝手な判断であったと思うんですが、議運とか議長からはそういうことはお二人にお願いしているはずがないと思います。

○砂田杲洋議員　　わかりました。

○中村三千雄委員長　　川上委員。

○川上 命委員　　砂田君、今のは勘違いでわかってくれたということですけど、我々二

人行ったんは、前の一件をちょっと砂田君にも言うたことある。その中で何とかこういう不穏当な発言を我々も今まで再々やってきて3回も4回も消したと。そういった中で発言をちょっと見て、問題あれば取り消してくれたらどないなん、砂田君、そしたらほんでもう仲よくいけるといふ、我々は個人的なやっぱり年上のな、やっぱり何とかうまく皆議員20人やってくれたらええわという気持ちで言っただけ。でもおまえはもう、わしは間違ったことは言うたらへん、もう好きなようにしてくれい、それはもうそれまでやといふことで、原口君に言うた。ただそれだけです。印部君、さっきの説明はそういうふう自主的によ、発言とめられたけど、委員長によ、私は砂田君のところへ二人行ったん、久米さんと行ったんは同僚議員として何とか、そういったことは仲ようやってもらった、取り消してもろてといふことで言うた。ほんなら間違いはないと言われたらもうこれはしょうがないねんからな。ほんで打ち切ったんやな。そうやな、事実。そういうことです。

○中村三千雄委員長 砂田議員。

○砂田果洋議員 今、川上委員から来たいきさつは述べられましたけど、4日の朝に私のところへ久米議員と二人来たときにはそういう説明はありませんでした。不穏当な発言があるので削除してくださいと、それだけでございました。
以上です。

○中村三千雄委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ砂田議員は結局、議長ももうそういう不穏当な発言はないといふことを言われ、また議運でも問題にならなかつたといふことで、そういう中でお二人がそういう取り消しをしたらどうかといふような話に来たといふことを、このお二人、もう議長も許している、それと議運でも問題にないものを何で来たんかなといふようなことが、私もちょうどちょっと声が大きくなったようなときに私はおったんですけども、その二人が何の権限があつて来たんかなといふふうな、そういう感じはなかつたんですか。

○中村三千雄委員長 砂田議員。

○砂田果洋議員 そのとき感じたのは、議運終了後だったので、先ほど申しましたように、委員長が私より年が若いので言いにくいんで川上議員と久米議員に頼んで行ってくれといふて、議運の代表で来たと思つた。ほんでその後、発言の削除はしませんといふて、そうかといふて帰られました。その後、議運のメンバーの複数に確かめたら、いや議運ではそんな問題になつてないといふことを聞いて、あつ何の権限があつて私のところへ圧力

かけに来たんかなということを感じました。

○中村三千雄委員長 ほか。

川上委員。

○川上 命委員 今のやりとりを聞いていましたら、何の権限とそういったことではなしに、こういった問題が不穏当な発言というものは文章を見たらちょっとやっぱり消したほうがええかなと思うねん。砂田君に言った。砂田君、あなたもうそれあかんと。それはわしは間違っただこと言うたらへんと言われたらもうそれまでのことであって、我々二人はもうそれはそんでええわと。ほんで原口君に、もう好きなようにしてくださいということ言うただけのことであって、我々は議員仲間の中で何とかそういったことは問題にせんと、仲よくやってもらいたいという気持ちであって、権限とかそういったことを言われたら、今後友達同士の会派同士でも注意はできないと思うねん。いろんなことを。また我々も失敗したときには助けてもらおうという、そういった助け合いのこともできなくなると思うねん。やっぱり議員はやっぱり外へ余りそういった問題点を市民にわからんようにするのが議員であってやね、そういった気持ちで私は先輩議員として、あんたどこへ行っただけのことであって、他意も何もありません。そういったこと、あんたもよう理解してくれとったと思ったんやけどな。

○中村三千雄委員長 砂田議員。

○砂田泉洋議員 川上委員とは長いつき合いで腹もわかっておりますけど、ちょっと私のどこへ来たんは間違いじゃなかったかと思えます。それと先ほどネットの放送見よったけども、蛭子さんが言うたな、その問題にするなら議運で何で言わなかったか。議運で本人が問題提起するなり、全協開いてくれと言うなり、何ぼでも方法はあったと思うんですけどね。それと本人は侮辱の意味がわかってないと思うんですわ。辞書開いてもらって、もう一回その意味をよう考えてもらってやってもらいたいと。そういうことです。

○中村三千雄委員長 ほか質疑は。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 原口議員の処分要求書の第一の柱で、市長はえらい年がいったる云々というようなところが、自分が言っていないのにというようなお話だったわけですけども、私も一般質問を聞いてって率直に、ああ何かちょっと嫌み的な言い方だなという印象を持ったんですね。というのは、若いということ、それから交代というような、こういうキー

ワード、市長選挙というキーワード三つぐらいが出ましたんですね。現状、中田市長も高齢の中にあっても今まで以上に体動かしてやりますというような決意表明をされるということに対して、少し嫌み的な印象を私は持ちまして、砂田さんもこれをストレートに言いよるなというような感じを持ったわけですが、そのあたり原口議員の発言を聞いて、私はそんな解釈をしたんですけども、砂田議員はどのように思われましたか。

○中村三千雄委員長 砂田議員。

○砂田杲洋議員 今言われたことですけども、原口議員から処分要求があった後に、職員から課長クラスですね、きのうまでに6名から電話かかってきて、私の味方のような言い方をしてくれました。それと私あのおとき一般質問で、朝頭がぼけとる上に年いってもっとぼけてきとるのでひとり言言いますということで、ひとり言で発言したんですね、あのおとき。ひとり言で、一般質問の前に。このごろようひとり言言うねんと言うて、その中で発言したけど、原口議員の小野市の市長は年齢も若く行動力がある云々とあって、やった、条例もいじめ条例何とか条例をつくってすばらしいということで、一般の市民からも私に何件も電話ありました。市長の批判を何です。年齢の批判する。それは大分電話ありました。職員以上に。十何件、もう忘れましたが、電話かかってきました。市長の年齢を、原口さんあんだだけ、やめ言いよるのかというて私に電話かかってきました。そやけどそういう意味やないと思うけどと、取り合わんことはないわなと私もそうとってんから、高齢やいうことを批判しよる。多選批判をしたということをもも思った。一般市民も思っ、電話十何件かかってきました。

○中村三千雄委員長 質疑ございませんか。
小島委員。

○小島 一委員 一つには、これはやっぱりこういう文章にして出てきて見よったら、やっぱり特定できるんやな。砂田さんがそういうつもりでなかったもよ、大体こういう質問をして本人って言うたらもう大体特定できてしまうと。僕が思うにはひとり言やけど、一般質問の場でやっぱり言わないかなんだんかなというふうなことがちらっとあんなんけど、どないですか。

○中村三千雄委員長 砂田議員。

○砂田杲洋議員 当の本人とは、市長とは話してはおりませんが、確かに気分のええことではないと思います。それと名前を言わんけどもそうとれる言うけど、私は原口議員と

も一言も言っておりませんし、さっき原口議員聞きよったら、小野市のほうへ行けと言われてましたって。行けとは言うておりません。そういう考えのある人は複数ですよ。そっちのほうへ行ってやってもらったらいいと思いますいう助言をしたんであって、個人の特定しておりません。そういう考えのある人はそちらのほうへ行っていうことは複数です。

○中村三千雄委員長 小島委員。

○小島 一委員 これはもうお互いにそういうふうに感じたというふうな部分やと思いますんで、これはこれ以上もう質問はしません。終わります。

○中村三千雄委員長 印部委員。

○印部久信委員 これね、さっきも原口議員にも言いましたけど、原口議員が小野市の市長さんが若いって云々と、また中田市長が三選を目指すというようなことを言っとったんですがね、これはみんな今砂田杲洋議員が感じたようにね、これはある意味では未必の故意なんですよ。このことを言うことによってこっちを響かすというようにも受けとめられる可能性があるのよの。可能性があるねん。これはもう受けとめる人の感覚で大分違うと思うねんけどね。原口議員がさっき言うておったんと、今、砂田議員のこの会議録をつけ合わせてみましても、原口議員は先ほど、正確でないんでちょっとこれ難しいんですが、そういうものはもう向こうへ行けと言わんばかりのことを言うたということ言うてましたけどもね、これを読んでみますと、そっちで好きなような市議会議員なり市長なり出てもらったらと思いますということよの。この砂田さんの会議録を見る限りでな。行けとは言うてないんよの。と思いますというようによの。その時々本人の受けとめ方で、言いよる言葉の受けとめ方いうのはな、文書で書いて出てきたんと大分違うんやの、受けとめ方はな。そこらもあると思うんですわ。砂田議員に対しては、これは聞こうと思ったんですが、これ見たらそういうように言うたようなと同じようなことを書いてありますんで、原口議員は原口議員でその受けとめ方がな、ほんだけ好きなんやったら行けというように受けとめたこともあんねん。話の何か微妙なところがあつたんやと思います。終わります。

○中村三千雄委員長 砂田議員。

○砂田杲洋議員 今、印部さん言われたように、私は先ほど放送見よったら、原口議員が私に行けと言われたと、そっちへ行けと言われたと、命令口調で行けと言われたとと言うとったけど、私は自信持ってますんで、そういう考えの人はそちらへ行ったらよいと思

ますというやわらかい助言でございますんで、命令なんかしておりません。行けとなんか言うておりません。

それと、この私の一般質問、ひとり言に対して、僕のことやと思い込んどるけど、原口議員の名前も一言も出しておりません。

○中村三千雄委員長　　ほか質疑ございませんか。
登里副委員長。

○登里伸一副委員長　　この最初の文章は、本当は一つのやじやと思うんですね。一つだけお聞きしたいのは、やむにやまれぬ気持ちがあったんだろうと思いますが、どうして一般質問の冒頭にこういうことをおっしゃったのかだけ、一つお聞きしたいと思います。

○中村三千雄委員長　　砂田議員。

○砂田杲洋議員　　これはね、市長だけのことでないんです。何とか条例をつくって小野市はすばらしいという発言、原口さんからありました。いうことは、市長以下執行部職員、我々議会も含めて、小野市より劣つとるという言い方に捉えたんです。ほんで私は市長以下職員、または議会の名誉のためにひとり言を言うたんであります。

それと、これで侮辱が通るんであれば、うちが議会基本条例で委員間討議ができるようになっておりますが、こんなこと言いよって議論の末抑えられたほうは侮辱罪、これはこれから懲罰委員会、毎日開かなあかん調子になってくると思う。委員間討議なんかできません。そういうことを申し上げておきます。

それと、議長も不問、議会運営委員会も不問、それに何で出てくるか、議会の仕組みがようわかったらんのだと思います。もうちょっと会議規則なり条例なり、もうちょっと勉強していただきたいということを申し上げておきます。

○中村三千雄委員長　　ほか質疑ございませんか。
質疑がございませんので、以上で質疑を終了します。
砂田杲洋議員の退場を求めます。

(砂田杲洋議員 退場)

○中村三千雄委員長　　ちょっと休憩します。
20分から始めます。

(休憩 午前11時10分)

(再開 午前11時20分)

○中村三千雄委員長 それでは、再開いたします。

それでは、懲罰事犯として懲罰を科すかどうか、科すとすれば地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰に科すかについて、協議を願います。それで、ただ二人から説明を願ったわけでございますし、皆さん方もその中で二人以外に対しての論議、話もございましたんで、そういうようなことも含めて、今からひとつ協議を進めてまいりたいと思います。

○蛭子智彦委員 結論から言いますとね、私の結論です。原口議員本人も即応の対応というのをほとんどせずに、この議運で言われて初めてはたと考えて、本人が言うたのか、または周りがそう思ったのか僕はわかりませんが、何かその間が間があり過ぎていうことは結局、事としては本人の受けとめもそんなに大きいものではない。懲罰というようなことまで持っていくほどのものでもないというような印象を持つわけですね。こういう懲罰というのはやっぱりやるといろんな禍根も残していくし、それは数を頼りみたいなようなことをすると、もし考えるとしたらですね、それはもうとんでもない話であって、やっぱり内容の問題になるのかなど。ということ考えたときに、やはりその受けとめもやっぱり少し間があき過ぎるぐらい、そんなに重いものではない。私も見た限り、ああそうってしまうのも無理ないなというぐらいのことであって、侮辱というぐらいのそういう厳しい言葉に当たるような内容ではないように印象を持っております。侮辱という言葉ではないんじゃないかということですね。そういうふうに思います。

○中村三千雄委員長 ほかいろいろ御意見出してください。
印部委員。

○印部久信委員 これ今ちょっと休憩中に言うたんですがね、これは議員の権利としてルールとしてしとることはこれはもうルールどおりやな。ほんで出したさかいどうなるということについてはまた別問題として、これ出せるのよの。誰でも。これは出せるのは本当やねんけど、先ほど砂田議員も言うてましたが、きのうも実は産業建設常任委員会があつて、委員長は一つの議案について常々議員間討議はありませんかということをお願いするわけですね。議案によつたら議員間で白熱した討議が起こり得る議案もあるわけですね。議員間討議する場合は必ず自分の意見を言う。それに対して相手はそれに対立する意見を出し合うと思うんですね。それが議員間討議であつて、より審議を深めるための委員間討議をこのたび基本条例でつくってやっておるわけですね。対立する議案が出た

ときに委員間討議においてですね、発言しとったときに、時として相手の主義主張を否定するような討論になる可能性は当然あると思うんですね。あんたの言うことは違うぞ、これはこうやぞというようなことは当然議員間討議で出てくると思うんですね。その場合に、あんたのその発言はおかしいとか理にかなってないとか、これはこうであるとかいうことを相手の発言を理論的に封じ込めることがありますわね、一方の議員の発言で。その場合に封じ込められた議員は、果たして私の勉強不足であったとか、私の考えが間違っておりますとかいうようにストレートに仮に受けとめてくれたらええねんけれども、受けとめる議員によったら、その発言に対して私は著しく名誉を毀損された、侮辱されたというような事柄が議案によったら起こり得る可能性あるねんな。議案によったら。そうやってきたらこの侮辱とか名誉毀損とかというのは、これ目方数字ではかれるものではありませんわね。みんな個々の受けとめ方によって感じ方によって、名誉毀損された侮辱されたというのはあると思うんですね。例えばきょうの出てきておるこのことにおいても、我々は果たしてこれが侮辱罪に当たるんかなと思うようなことでも、本人が侮辱を受けた、名誉毀損を受けたというようなことになったら、これ提出できるわけですよ。これは非常にこれ難しいと思うんです。権利としてあるとはいえね、この処分要求を出すということは権利としてあるとはいえ、やっぱりルールやから皆が思ったら出せるときは出せるねんけれども、そこで阿部委員がさっき言われたように、出したときには議会がどないなるんかというて、そこまで考えて出す、その判断が難しいと思うんよな。こういうことも審議せんといかんねんけれども、審議はして答えは出さんといかんと思うねんけど、これを審議して答え出した場合、今後のことも考えた場合、我々は今ここでここまで考えないんでいいんか、これ出たことについて協議だけしたらええんですか。出たことに対しての協議だけでええんけ。

○中村三千雄委員長　　川上委員。

○川上　命委員　　今言いよったことようわかんねん。しかしこれは議員間討議の場合やったら議論しよんのさかいな、そやけどこれは失礼な発言をしたらこれはやられるわの。議会のやっぱり正式な議会の場合はな。そういったことはよ、これは一般質問に対するある程度の批判しとるわけでの。片方はの。これ見てみたらの。本人は私はさしとらん言うけど、これはもう誰が見ても原口と読み取るわな。ほなさかいよ、それは出したほうが悪いんか、いや言うたほうが悪いんか、私は知らんけど、今から審議していくねやさかい。しかしこの文章をな、今後この文章が正当であるとか正当でないとか文章に対してはつきりある程度よう吟味せなんだらよ、今後不穏当な発言とか何とか消せれへんわな。全部もう文章はそのままの発言になってくる。この文章、もう私は本人をある程度、それは原口にしたら侮辱か、私らはもうこんなんもう自分自身のことやないさかいそういうような感じ

でとれへんけど、本人はとったわけでの。そういった感覚、人間に十人十色でいろいろあるわ。とり方によっては。やっぱり気やすい。同じ会派。いやもう原口のほうが何かと失敗ばかりしまってという感情的なもんもあった中で、余計きつうなる場合もあるし。これはもう感情論抜いて、この文章そのものについての解釈の仕方そのものが、今後これ歴史に残っていくさかいの。はっきり言ったら。これ侮辱罪で決めて何か結論出た場合には、やっぱり裁判の判例っていうのがあんねんやの。一つ歴史の1ページに残っていくわな。ほんなら判例に知られるわの。このときの議会ざっとしとるな。こんなことでこんなことしたというようなことまで。より慎重によ、委員長。やっぱり文章そのものをせなんだら、初めから原口が間違っとる。いやこんなんやったら議会が問題あると。それやったらベルも一緒やない。やっぱりもっと秘密的に市民にわからんように、ほんなら一生懸命宣伝してないことをしてもらってやな、今やったらもう南あわじ市を全部行き渡ってもうとんねんやからの。そやからそういったことをやっぱり慎重によ、白紙の状態にせなんだら、これ何か感情的になりよったらこれできへんな。

○中村三千雄委員長 印部委員。

○印部久信委員 私言った、この議員間討議と言いましたけどね、このたびのこの一般質問、これは原口議員が先やったんやの。これに対して砂田議員の一般質問はね、ある意味では広く捉えた場合は議員間討議みたいになっとるねん。原口議員に対してのこれは反論のある程度入っとるねん。原口議員の一般質問、いわゆる原口議員の発言に対して反論的な一般質問になっとる。ということは、広く言えば議員間討議みたいになっとるわけや。広く言えば。議員がこういう質問に対して、これは反論的な意見が入っとるわけやの。ここでどないしても反論的な意見になった場合にこういうような発言が起り得ることがあるわけよ。それから議員間討議であっても、やっぱりそういうようなことが起り得るわけや。この程度のことやったらな。この程度の文言やったらわしは起り得ると思うねんの。そやさかい、このたびこれが上がってきとるのは審議せんといかんねんけど、これを審議することによって答えを出すことによって、今後の委員間討議の仕方にも影響してくると思うんで、そこらも考えながら審議をしていってほしいと、そういうように思う。

○中村三千雄委員長 十分わかる。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 侮辱ということの中にはやはり差別的なというような、人権を侵害するというような意味合いが濃いと思うんですね。この言葉の持つ意味は。例えばいろいろ放送で使ってはいけない言葉とか、いろいろそういう用語用例というのほうんとあると思

うんですよ。そういうものから侮辱、差別というような言葉の中からはいろいろ出てるものを調べて、この砂田議員が発言した言葉と見比べてみてですね、人権を侵害する差別的な言葉遣いというところにはちょっと私は至らなかったもので、冒頭侮辱とはどういうことを指すんですかと原口さんに聞いたんですけども、自分が思ったら侮辱だというようなニュアンスでしか答えが返ってこなかったもので、そうなる基準を引くのが非常に難しいと。川上さんおっしゃったように、どこで基準引いたらいいかというのがわかりにくいと思うんですね。ですからその侮辱というのは、やはりそういう人権を侵害する差別的な言葉というのはやっぱり中心に置いて考え、それに照らしてどうなのかという基準を持つことが大事でないかと。ラインが見えない話をどこまでやっても、主観的な対立の中の話でやったとしても難しい問題が残るのではないかなという印象を持ちましたんでね、ですからあえて侮辱というところまではいかないのではないかとということを私は申し上げたわけなんです。

○中村三千雄委員長 印部委員。

○印部久信委員 それとね、この我々の議会であれ委員会であれ言葉遣いでね、いわゆる禁止用語というのがありますわね。禁止用語を仮に本会議場だった場合には、直ちに議長は不穏当な発言があつて訂正するということが非常に言いやすいと思う。禁止用語ありますわね。例えばここで言うたらいかんのかわからんけど、言わんほうがええけど、いろいろ禁止用語がありますわね。そういうんだつたらええけど、この感覚的なやつは非常に難しいんやの。そやからほんまに今言うたように受けとめ方、本人の意思に反した、他意はなかったという発言もあるんでしょ。他意はなかったという発言もあるし、他意があるから未必の故意の発言があるわけかな。未必の故意というのは他意があるさかいに言いよるわけでしょ。暗黙に一つ二つまたいで言いよるのが未必の故意や。ということは他意があるわけや。普通に話しよつても、他意がないことを誤解されることはあるねんやな。反対に。受けとめた人は、わしはこう受けとめたけど、本人はそういう他意はありませんよということは世の中に結構あるねんかな。それと遠回しに未必の故意で言う場合もあるわけよの。そこが難しいねんの。

○中村三千雄委員長 今審議、今から始まっておるんですけども、やはりそれぞれの言い分っていうのがあります。それと我々は審査する上においては、やっぱりそれについての個人皆違ふように見解の相違があります。その中でやっぱりそれぞれの見解を言っておつてもしょうがないので、やっぱり委員会としては何らかのやっぱり懲罰特別委員会しましたんで結論を出していかなければいけないんやないんかということで、私は委員長として思つておるんですけども、今二人の意見を聞いた中でまだまだ皆さん方の意見も十分出

ておりませんので、もう少し審議を進めていきたいと思っております。

ほか何かございませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員　私も一般質問を聞いてましてね、これは私が感じたことです。首長に対する他市の例をとって、私の感じたんではかなり踏み込んだ内政干渉に等しいような発言かなりあったと思いますわね。それと、やはり私も旧町から議会へ出てます。今の市長も町会議員から副議長、議長、そして市長に。町長になられて市長になられた。砂田議員との非常にかたいきずなというのを私も存じております。そういうようなことで、やはりあの一般質問を聞いていて、原口議員はこういう言い方はどうかと思いますけどね、何かそういう侮辱というより、何かこう市長の思いを代弁したようなフォローするような発言であったのかなど。私はそんなふうに思ってます。ですから、今言う処分要求で侮辱やいうことはね、それ言いよったらこの質問内容もずっと聞いてますけどね、ある程度そういう相対的な批判的なことも出てますし、やっぱり私は結論から言うと、そういう処分を懲罰に値するというような、そういう何か優良関係の中でのフォローの発言がああいうふうになったのではないかなど。私はもうそんなふうに思ってます。

○中村三千雄委員長　川上委員。

○川上　命委員　事務局長や次長にも聞くねんけど、はっきり言うと原口の出した言葉を今言いよるけんどのやな、この文章そのものが今後そのまま行った場合に、これ原口の懲罰問題やなかった場合はこれ結局議長に渡ったということで、これは一応どないなんの。この文書は。これで正当化せんとやっぱり消さんならんところもあるんかないのが、その問題点はどないで。不穏当な発言で消してくださいってよう言われる。これどういうふう解釈しとるねん。

○事務局局長（高川欣士）　手続の話ですけども、結局は議会の会期中においては、まずは先ほども言ってるように議員のお申し出によって、結局は取り消す場合は議会の議決が要りますし、文字等を訂正する場合は議長の許可と。後は129条の関係でよく先ほどから皆さんも言われてるように、その日のうちにそういう不穏当と思われるような場合は取り消しの留保というんですけども、そういう発言があったように思われるのを後刻調査をして措置しますというようなことで議長が言っついて、後は運営基準にあるように本人とその辺のところを確認していただいて取り消しをするということですけども、その取り消しの留保はその日はもう砂田議員さんの後はすぐ延会で終わってしまいましたんで、それは申し上げられてないんで、この部分について取り消しをするということであるならば、

一つの方法としては後は本人からの申し出ですね、まだ会期中ですんで取り消すという手続はできます。

○中村三千雄委員長 御理解できました。
川上委員。

○川上 命委員 印部君の先ほど言うたみたいに、これは本会議上でしゃべってはならない言葉はいろいろあるわの。これはもうはっきりしとってええねんけど、こういう人の解釈によって左右せられるっちゅうのはなかなか難しい。とり方によるとごっつい違うさかいな。今後、蛭子委員も言われてはったように、この基準が本当に難しなってくると思うねん。それと他人のこと、内政干渉も、ほんならどこまでやったらええのかというふうに、一般市民が僕のところへ一遍ある議員のことで、ちょっと執行部をなめとるとかな、どないか言うて、もっと注意せんかい、こら先輩やいうて言われたことがあんねん。これはいろいろあんねん。そやさかい、とり方よの。ほんま人間の。この原口議員の懲罰問題もとり方によるということは余り出さんでもよかったんかいな、出してもよかったんかいなというような、これは個人の意見やさかいな。これははっきり砂田君がもう誰が見てもらってもわかっとして懲罰ということやったら我々はこんなに苦労せいへんねんけどな。非常に微妙な問題であってやな、これは二人の人権にもかかわることやさかい、なかなか慎重に審議をしようんと後々響くからやな。

○中村三千雄委員長 印部委員。

○印部久信委員 この処分要求いうのはよ、議会で誰かが著しく議会の品位を傷つけるとか何かあった場合よ、今回はこれ個人から出たもんやの。議会から懲罰委員会、懲罰かけることはできるんだな。議会から。

○中村三千雄委員長 それはできます。

○印部久信委員 それは議長が懲罰委員会にかけるんか、それはその手順は知らんけど。これはもう個人的に懲罰を処分要求しとんねんの。本会議において余りにも議員の品位、議会の品位を傷つけるような発言があった場合には、個人で出すよりも議会から懲罰かけるということもあるんですか。

○中村三千雄委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） もともと懲罰というのは3点ありまして、議員が動議を出してする懲罰、これは8分の1以上の方の連名で行います。それと今回の侮辱に対する措置、それを受けた議員が1人で行います。それと欠席議員に対する議長の措置というふうな三つの懲罰があります。

○印部久信委員 ということは、議長からもかけれるわけやな。

○事務局次長（阿閉裕美） 議長からかけれるのは、欠席して、なおかつ議長が招状を発しても出席しいひんような場合には懲罰を科すことができると。理由はそれ1点のみです。欠席議員に対するのみです。

○印部久信委員 そしたらね、例えば飲酒運転やったと。議員が。飲酒運転やったと。そういう場合に本人が何もせず知らんぷりして議会へ来ると。その場合の仮に懲罰かける場合はどこからかけるの。誰が発議するの。

○事務局次長（阿閉裕美） それにつきましては議員定数の8分の1以上の者の発議で行う。

○印部久信委員 議員発議。誰かが発議せいへなんたらええわけやな、そしたら。ということは。誰かが発議して初めて懲罰委員会にかかっていくということやね。議会がかけるというよりも議員発議やな、あくまでも。

○中村三千雄委員長 どちらになっても懲罰委員会の結論については本会議に報告し、それによって本会議において議決、可決か否決かなるか知らんけども、それはもう最終はそこになるんで、どの委員会でもうそんなルールになっております。特に懲罰委員会だけのみでなしに。

○事務局次長（阿閉裕美） ちょっと委員長、すいません。

先ほど言いました飲酒運転の件につきましては、議場外になりますので懲罰ではなくて、それはほかの問責とか議員に対する辞職とかいろいろ決議ありますので、決議になります。

○中村三千雄委員長 懲罰でなしに決議な。

○印部久信委員 もう懲罰委員会を開くに及ばず、また違うんやな。

○中村三千雄委員長 事務局次長。

○事務局次長（阿閉裕美） 懲罰を科すというのは、本会議の公式の席でいろいろな会議規則なり自治法なり委員会条例の規定に違反した場合にかけるということになります。ですから、本会議のときとか委員会のとき、それ以外の部分での懲罰ってというのは、秘密会の議事を漏らしたとかそういう部分に限っては議場外、委員会の委員会中以外でも科せられますけども、それ以外ではもうあくまでも本会議、議会中、委員会中に会議規則、委員会条例、自治法等の規定に違反をした場合にかけるということになっております。

○中村三千雄委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、平たくわかりやすく言えば、飲酒運転した場合は外のことであって、刑事罰は外で受けるわけやの。ということは、議会は強いて言うたら問責、議員辞職とかそういう類のことを発議してやると。わかりました。

○中村三千雄委員長 御意見ございませんか。

○印部久信委員 これ委員長、ちょっとこういう公式な委員会でこんなことを決めよるときに、こういうことを言うたらいかんの知らんけど、ちょっと委員のざっくばらんな意見を出したいために暫時休憩させてもらえへんかな。なかなか公式の中で意見出にくいわ。

○中村三千雄委員長 私もそういうふうなある程度出たら、秘密会と言いません、議員協議会、ここの全員で休憩でやるということ。そういうような意見もありましたよって、暫時休憩して、そして議員座談会的な。

○印部久信委員 ちょっとざっくばらんに言わせてもらわんとちょっと。

(休憩 午前 1 1 時 4 5 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

○中村三千雄委員長 先ほどの砂田泉洋議員の発言のうち不適當と思われる部分につきましては、後刻記録の調査の上、処置いたしたいと思います。
それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時01分)

(再開 午後 1時15分)

○中村三千雄委員長 この案件につきましては、両当事者に議長を含め、委員長、副委員長で話をさせていただいて、そしてしかるべき方法を考えていただいて、何とかそういうふうな円満な形で話し合いをして結論を得て、その経過を次の委員会で発表して、そして協議願うと。経過を発表して願うということで。

そういうようなことで、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時16分)

(再開 午後 1時35分)

○中村三千雄委員長 それでは、再開いたします。

ただいまちょうど砂田議員さんが見えておられまして、私と副委員長、そして議長と砂田さんを交えて話しました結果、懲罰委員会の皆さんの気持ちは十分わかっておりますと。それです原口君と一応お会いしてお話いたしますという回答をいただきましたので、あす9時から私たち会うようにしています。それから、あすの委員会は午後1時30分から開会いたしたいと思っております。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村三千雄委員長 それでは、本日はこれをもって閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後 1時36分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年12月12日

南あわじ市議会懲罰特別委員会

委員長 中 村 三千雄